

鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設建設候補地選定検証委員会
(第1回) 会議録

開催日時 令和6年7月8日(月) 午前9時から午前11時55分まで
開催場所 鳥取県西部広域行政管理組合 消防局 4階 401会議室
出席委員等 【委員】

崎田 省吾、大橋 唯太、城 惣吉、周藤 将司

【鳥取県西部広域行政管理組合】

管理者	米子市長	伊木 隆司
事務局長		三上 洋
ごみ処理施設整備課	課長	生田 公志
	課長補佐	大峯 正人
	課長補佐	加藤 公教

傍聴者数 一般1名

公開・非公開 公開

次第

- 1 開会
- 2 管理者あいさつ
- 3 委員及び事務局職員の紹介
- 4 委員長及び副委員長の選任
- 5 正副委員長あいさつ
- 6 議題
 - (1) 建設候補地選定検証委員会の会議の運営について
 - (2) 建設候補地選定検証委員会の設置に至った経緯並びに用地選定委員会による候補地選定経過の詳細及び意見調整委員会の意見書に記載された確認事項について
 - (3) 検証の内容及び方法について
 - (4) 次回委員会の公開・非公開について
- 7 その他
- 8 閉会

会議内容

1 開会

(事務局)

- ・委員会設置要綱第5条第3項の規定に基づき、委員総数4名全員の出席により過半数に達していることから会議が成立している旨を報告。
- ・本日の会議における公開・非公開については、組合情報公開条例第7条の規定に基づく非公開情報がないため、委員長が決まるまでの間は公開する旨を説明。

(委員)

- ・了解。

2 管理者あいさつ

(管理者)

- ・ 検証委員会への出席及び委員の就任についてお礼を申し上げる。
- ・ 一般廃棄物処理施設の用地選定については、様々な条件を基に用地選定委員会で決定していただき、地域住民の皆様にお諮りしている段階であるが、用地選定委員の中に一部利害関係に関する条項に抵触する事案が発生した。
- ・ 内部の検証では、用地選定に影響を及ぼしていないとして進めてきたが、最終的に候補地となった彦名地区の皆様にとっては非常に問題であるとの指摘を受けたことから、先般設置した意見調整委員会において双方の意見を聞き取られ、委員会からご意見をいただいた。
- ・ その結果、用地選定に関しては、何らかの検証が必要との結論となったことから、検証委員会を設置した。
- ・ 委員におかれては、忌憚のない意見を出していただきたい。

3 委員及び事務局職員の紹介

4 委員長及び副委員長の選任

(委員及び委員長)

- ・ 委員会設置要綱第4条の規定に基づき、委員長及び副委員長が選出された。
- ・ 委員長は、委員から推薦があり、崎田委員が互選された。
- ・ 副委員長は、委員長の指名により、大橋委員が選出された。

5 正副委員長あいさつ

(委員長)

- ・ 本委員会は、鳥取県西部の市町村で構成される鳥取県西部広域行政管理組合が令和14年度の稼働を目指して整備される一般廃棄物処理施設の建設候補地の選定に関し、鳥取県西部広域行政管理組合が条例に基づき設置した一般廃棄物処理施設用地選定委員会による建設候補地の選定結果を検証することを目的として設置された。選定の経緯について様々な観点から、その妥当性について、しっかり検証したい。
- ・ 委員におかれては、各専門分野からの忌憚のない意見、議論をお願いする。

(副委員長)

- ・ 微力ではあるが、委員長を補佐し、本委員会の円滑な運営に努めたい。

6 議題

(1) 建設候補地選定検証委員会の会議の運営について

【会議の公開・非公開について】

(事務局)

- ・ 公開の基準について、資料1の5「会議の公開又は非公開について」を説明。

(委員長)

- ・本日の会議の内容に非公開情報に該当する事項はないため、公開としたい。（異議なし。）

【会議の運営について】

（事務局）

- ・資料１「建設候補地選定検証委員会の会議の運営について（案）」に基づき説明。

〔質疑〕

- ・なし

（委員長）

- ・原案のとおり決定する。

（２） 建設候補地選定検証委員会の設置に至った経緯並びに用地選定委員会による候補地選定経過の詳細及び意見調整委員会の意見書に記載された確認事項について

（事務局）

- ・資料２「建設候補地選定検証委員会の設置に至った経緯について」に基づき説明。

〔質疑〕

（委員長）

- ・意見調整委員会から確認するよう指摘のあった候補地評価基準の妥当性、最終候補地評価における評価項目の設定及び優位性の判定方法の３点以外にも必要があれば審議に加えるとの理解でよいか。

（事務局）

- ・検証する必要があるれば審議に加えていただきたい。

（委員長）

- ・利害関係者の当該委員は、９回開催された用地選定委員会の何回まで出席していたか。

（事務局）

- ・当該委員は第８回まで参加している。
- ・当該委員が利害関係者となったことは、米子市から調査対象地として報告された用地選定委員会の第３回と４回の間の時点であるところを意見調整委員会で結論付けられている。
- ・本組合は、第９回の開催の前に、当該地区が米子市に対し調査対象地の取り下げ要望書が提出されたことを把握したことから、第９回の欠席を要請し、委員は欠席した。

（委員）

- ・候補地を決定する段階においても、現地写真により説明したうえで点数付けされたか。

（事務局）

- ・現地航空写真及び評価基準に現地状況をあてはめた結果を用地選定委員に確認いただき点数化した。

（委員長）

- ・本委員会は、用地を決定するものではなく、また、建設候補地が適しているかどうかを判断するものではない。用地選定委員会の審議の過程を検証し、妥当であったかを客観的に判断するものであるとの理解でよいか。

（事務局）

- ・おっしゃるとおりである。

(事務局)

- ・資料3「用地選定委員会による候補地選定経過の詳細及び意見調整委員会の意見書に記載された確認事項」に基づき説明。

[質疑]

(委員)

- ・点数化のための各評価項目の配点は、重みづけがされたものか均等にされたものか。

(事務局)

- ・評価項目の配点には重みづけはしていないが、基本評価項目を構成する評価項目の数は異なることから、基本評価項目ごとの評価点は一律ではない。基本項目ごとに満点は異なる。

(委員長)

- ・最終候補地の優位性判定の時点で一次評価及び二次評価の評価点に修正は無かったか。

(事務局)

- ・一次評価及び二次評価の評価点に修正は無かった。

(委員)

- ・点数化は用地選定委員会が行ったのか、または用地選定委員会で決められた点数・項目に基づき事務局が行い、委員の確認により点数を確定したものか。

(事務局)

- ・事務局が調査結果に基づき点数化した評価資料を委員が確認審議した結果、点数が確定した。

(委員)

- ・令和4年12月に県地区から取り下げ要望が出されたとのことだが、県地区が候補地となったことを住民はどの段階で把握していたか。

(事務局)

- ・組合は、地元説明及び広報により令和4年5月に周知した。
- ・米子市は、令和3年12月の米子市議会において、西部広域に調査対象地の提出を行うことを説明したことから把握した住民もいたと思われる。

(委員長)

- ・利害関係のある委員が、候補地になったことを知ったから要望が出されたということがあったのか。

(事務局)

- ・そういったことは無く、意見調整委員会で審議の過程で影響があった事実は認められないと確認されている。

(3) 検証の内容及び方法について

(事務局)

- ・資料4「意見調整委員会から検証が必要であると示された確認事項に対する確認項目及びそのポイントについて（案）」に基づき説明。

[質疑]

- ・なし

(委員長)

- ・この確認事項について、次回以降、審議することとする。(異議なし。)

(事務局)

- ・次回以降の確認事項の審議に関して、それぞれの項目においてどのような資料を提出するかについてご意見をいただきたい。

(事務局)

- ・候補地評価基準の妥当性については、候補地を選定するための法令基準がなく各自治体が独自基準を定めていることから、他の自治体の候補地評価基準と本組合の候補地評価基準を比較することで検証が可能だと考える。合わせてUPZについても全国の他自治体の候補地評価基準を確認いただくための資料を準備してはどうかと考えるがいかがか。

(委員長)

- ・検証するには他の自治体の事例を参考にすることが一番良いと考える。(異議なし。)
- ・他の自治体の事例を参考にして審議を進めることとする。

(事務局)

- ・最終候補地評価における評価項目の設定については、ごみ処理施設の設置にあたって、地元のご理解が非常に重要であることから、特に大気・騒音・振動・悪臭など、県アセス条例の規定に合わせて項目設定をしている。加えて、工期に大きく影響する文化財調査の設定をしている。これらの項目設定の仕方が妥当であったのかを検証いただく。
- ・最終候補地評価の目的について、有効性を確認するという目的に、2箇所を候補地としたことから、優位性の確認も目的に加えたという点に合理性があるのか。
- ・地元説明の中で頂いた意見を踏まえ、交通、水源への影響を追加設定した経過なども確認検証いただく。また、災害に関する項目について、一次評価の項目であったことから最終評価の項目としていなかったこと、優位性の判定については、地元がより心配されるだろう項目はなにかという視点があったことなども詳細資料により検証いただければと考えている。

(委員長)

- ・(委員の異議がないことを確認。) 続けて事務局に説明を求む。

(事務局)

- ・最終候補地評価に基づく建設候補地の順位付けの基準については、優位性の判定方法についての検証をお願いしたい。意見調整委員会の審議のなかで、最終候補地評価に基づく建設候補地の順位付けの際に、総合評価点をどのように加味するかの基準がないという指摘があった。総合評価点の高い方に優位性があったため、用地選定委員会で審議されることはなかったのが実際だが、例えば、総合評価点の低い方が、最終候補地評価の優位性が高かった場合にどうするかという基準がなかったということの指摘である。すべての起こりうるケースを想定してあらかじめ基準を設けることは理想的ではあるが実際には困難であるとも考えられるが、そうした審議の進め方についても審議いただきたいと考える。

(委員長)

- ・確かに、起こりうるケースを想定してあらかじめ基準を設けることは、なかなか難しいところもあるのかなという気もするにはする。

(委員長)

- ・中間処理施設と最終処分場については、基本構想では一体または近隣で整備するとあった。経済性を考えてだと思いが、一体的に整備した場合の効果というところは評価されたか。

(事務局)

- ・当初の基本構想で、経済合理性を考慮し一体的な整備を目指すとしていた。用地選定委員会でもそれを踏まえて審議していたところ、特に最終処分場について地形によって建設コストが大幅に変わるということから、より合理的な方を選ぶべきだろうということで、合理的な理由があれば一体的でなくとも良いだろうという審議があった。

(委員長)

- ・合理的というのは、経済性であるとか、あるいは災害リスクであるとか、環境・防災に関する視点からも審議されてきたということか。

(事務局)

- ・おっしゃるとおりである。

(委員長)

- ・次回以降の審議の進め方について、説明のあった内容に則って審議を行うこととする。

(4) 次回委員会の会議の公開・非公開について

(事務局)

- ・第2回の委員会においては、選定結果の検証に関する審議であり、鳥取県西部広域行政管理組合情報公開条例第7条第5号の非公開情報として「組合の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報」に該当する。

(委員長)

- ・第2回委員会は、非公開情報に該当する事項があるので非公開としたい。(異議なし。)

7 その他

(事務局)

- ・第2回委員会の資料については、先ほどご確認いただいた内容で提出させていただく。

8 閉会

(事務局)

- ・以上で、第1回鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設建設候補地選定検証委員会を閉会する。